

週刊 日本医事新報

No. 4706

2014/7/5

7月1週号

JAPAN MEDICAL JOURNAL

p19-45 今週の学術論文

- 境界型糖尿病の進行予防(渥美義仁)
- わが国における脳卒中の最近の動向(山口修平)
- 乳房再建術の最近の進歩(浅野裕子)
- 画像・病理でみる認知症の鑑別診断(川勝 忍ほか)

p1 巻頭

- 外来診断学：左肩と左前頸部の痛みを主訴に受診した55歳男性(生坂政臣ほか)
- プラタナス：海外留学(伊藤貞嘉)

p8 NEWS

- 14年ぶり無投票で横倉氏が再選一日医役員選 他
- OPINION：長尾和宏の町医者で行こう!!

p46 学術連載

- J-CLEAR通信：非劣性試験の正しい見方(折笠秀樹)
- 今日読んで、明日からできる診断推論⑩ しびれ(北 和也)
- 一週一話：腸内細菌による制御性T細胞の誘導
- 差分解説：パーキンソン病におけるドーパミントランスポーターイメージングの有用性 他8件

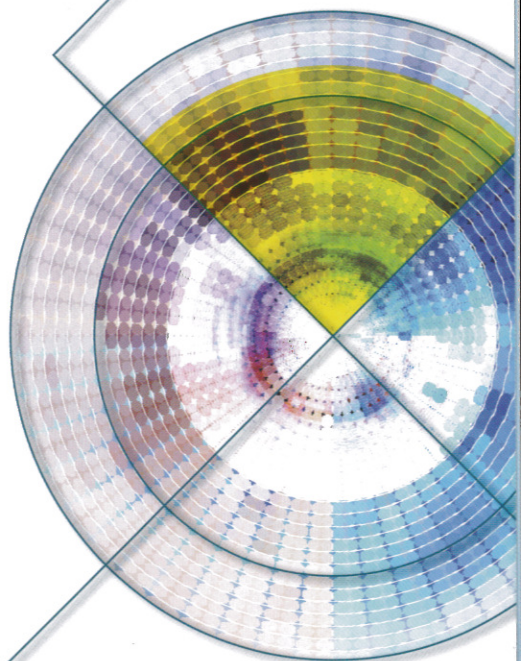
p62 質疑応答

- Pro⇔Pro：無症候性骨髄腫の経過観察中の注意点 他2件
- 臨床一般：機能性ディスペプシア，胃アトニー，胃不全麻痺の病態および治療薬の効果の違い 他1件
- 基礎・研究：整腸剤の使い分け
- 法律・雑件：尊厳死を望む患者とその対応 他1件

p72 エッセイ・読み物・各種情報

- 小説「群星光芒」 ●ええ加減でいきまっせ!
- 感染症発生動向調査 ●私の一曲(満屋裕明)
- 人(内山 真) ●Information ●クロスワードパズル
- 漫画「がんばれ!猫山先生」

p83 医師求人/医院開業物件/人材紹介/求縁情報



質疑応答 法律・雑件

[読者から寄せられた法律・社会・日常的疑問に直接回答]

■ 医事法制

尊厳死を望む患者とその対応

Q1 入院中の筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者 (気管切開後は人工呼吸管理。胃瘻造設はしておらず経鼻胃管栄養。意識は清明で認知症の合併なし) より「経鼻胃管を抜去して安楽死させてほしい」との依頼がある。家族の意思も患者の希望と一致している。

本人曰く「知り合いの弁護士に相談したところ、人工呼吸器を外すのは違法だが胃瘻と胃管を外すのは合法」と言われたという。

経鼻胃管を除去すると経口摂取不可能なので同患者が死に至ることは確実で、未必の故意による殺人、自殺幇助などの法的な問題があると思われる。そのような事例が過去にあるか。また実際に行ったときに起こりうる問題について。

(福岡県 S)

A1 経鼻胃管挿入中で経口摂取不可能な患者の経鼻胃管を抜去すれば、以降の栄養摂取を断つこととなり、当然、殺人罪や自殺幇助罪の構成要件に該当することとなる。

もちろん、安楽死や尊厳死の議論は古くからなされてきており、安楽死や尊厳死に該するならば違法性は阻却されて犯罪は不成立とされるべきであるという考え方も支持されている。

ところで、わが国は「安楽死法」や「尊厳死法」といった安楽死や尊厳死を許容する法律を持たない。これまで殺人罪で起訴された事件において、

その行為は安楽死あるいは尊厳死として犯罪にはならないのではないかと裁判で争われた判決例があるのみである。

例として主治医が、入院中の末期がんの男性患者に塩化カリウムを注射して死亡させたとして殺人罪で起訴された、いわゆる「東海大学安楽死事件」において〔横浜地方裁判所平成7(1995)年3月28日判決〕、判決は、被告人の行為が安楽死として違法性阻却事由となるかの判断の傍論として、「治療の中止」が違法性を阻却する場合をも検討している。

その中で裁判所は、治療の中止が適法と認められる要件として、①患者が治癒不可能な病気に冒され、回復の見込みがなく死が避けられないこと、②中止を求める患者の意思表示が中止を行う時点で存在すること、③中止の対象となる措置は、薬物投与、化学療法、人工透析、人工呼吸、輸血、栄養・水分の補給などすべてを含むことを明らかにしている。

ご質問のALS患者の場合、末期癌患者のような疼痛などに懊悩するという形ではないので「安楽死」問題というより、「尊厳死」(治療の中止)問題と考えられるが、問題は①の要件であろう。いかに回復の見込めない進行性の神経難病とはいえども未だ終末期と言えない時期においては、治療の中止は早すぎる「尊厳死」として問題になることもありえよう(長尾和宏医師のコラム参照。<http://apital.asahi.com/article/nagao/2013120600004.html>)

この問題については、国会での立法論議や医療

界におけるガイドラインの議論は進んでいるものの、やはり法律を欠くというところが大きく、実際に医師が神経難病患者の尊厳死に関与して立件されたと報じられた事例もなく、現時点であえて行ったときにどうなるかということは非常に予測しがたいところである。

【回答者】

竹中郁夫 弁護士

■ 法律

給与所得者の特定支出控除について

Q2 2013年より確定申告の際の必要経費が大幅に改められたと聞いたが、医師の場合は学会の費用(年会費、参加費、旅費)や関連費用(医学雑誌購読料、PC関連費用)が基礎控除額を上回った場合は適用したほうがよいということなのか。(東京都 S)

A2 所得税法では、所得はその得る方法によって担税力が異なるため、所得を利子所得から雑所得まで10種類に分類している。

確定申告の際に必要な経費が大幅に改められたという質問であるが、必要経費という語が出てくるのは、①不動産所得、②事業所得、③山林所得、④雑所得、であって、その範囲は従来と同様である。

ところで、給与所得者の所得は給与所得に該当するが、事業所得(個人事業者の所得)でいうところの必要経費に相当するものとして、給与などの収入金額から控除する「給与所得控除額」と「特定支出控除」がある。平成24(2012)年度税制改正で、給与所得控除額に代わる特定支出控除制度は拡充されており、この改正の適用は、平成25(2013)年分以降の所得税からとしているので、そのことを質問されていると推定する。

特定支出控除適用の判定基準の拡充は、その年中の特定支出の額の合計額が次の(1)または(2)の区分に応じてその定める金額を超える場合に、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができるとするものである。

- (1) その年中の給与等の収入金額が1500万円以下の場合、その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額
- (2) その年中の給与等の収入金額が1500万円を超える場合は125万円

そして特定支出の範囲の拡充として、①通勤費、②転任に伴う引越費用、③研修費、④人の資格を取得するための支出、⑤単身赴任者の往復旅費に次のものが追加されている。

- (1) その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明された弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費
- (2) 次に掲げる支出で65万円を上限に、その者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明されたもの

①書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するもの、および制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出

②交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入れ先その他職務に関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

ご質問の費用を上記要件に当てはめると、学会の費用のうち年会費は争点となる可能性があるが、旅費や参加費は研修費に該当する。また、関連費用のうち医学雑誌購読料は(2)①に該当するが、PC関連費用は内容によっては該当する場合もあると言えよう。

特定支出の適用判定基準を超えた場合は適用したほうがよいと考える。

【回答者】

益子良一 税理士・専修大学法学部講師